

士別市ボランティアセンター運営要綱

(設置)

第1条 士別市におけるボランティア活動推進の拠点として、効率的なボランティア活動の普及を図るため、士別市社会福祉協議会に士別市ボランティアセンターをおく。

(目的)

第2条 士別市におけるボランティア活動を推進するため、いろいろな(各種研修会、ワークキャンプ、福祉イベント等)機会を通じて地域住民のボランティア活動に対する関心を高め、ボランティアの育成と、活動にあたっての必要な援助を行うとともに、ボランティア相互の連携を密にし、地域における福祉コミュニティの形成を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 このボランティアセンターは、次の事業を行う。

- (1) 啓発推進運動に関する事
- (2) 養成研修事業に関する事
- (3) イベント等の企画・立案に関する事
- (4) 個人ボランティアの登録斡旋に関する事
- (5) ボランティア、ボランティア団体の育成と連絡調整に関する事
- (6) その他ボランティア活動推進に必要な事業

(運営委員会)

第4条 このボランティアセンターの運営を円滑に行うため運営委員会を置き、次に掲げる者から士別市社会福祉協議会長が委嘱する委員若干名をもって組織する。

- (1) ボランティア団体
- (2) 福祉施設
- (3) 教育関係機関
- (4) 行政機関
- (5) 老人クラブ連合会
- (6) まちづくり団体
- (7) 一般市民

2 運営委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 運営委員会は毎月第2月曜日を例会とし、他に必要に応じて委員長が招集し、議長となる。委員長に事故ある時は、副委員長が代理する。

(ボランティアセンターの事務)

第5条 ボランティアセンターの事務は、士別市社会福祉協議会事務局において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が士別市社会福祉協議会長と協議して定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。